

平成27年度第1回 名古屋企業法務研究会 開催報告

平成27年度第1回（通算第7回）名古屋企業法務研究会は、5月15日（金）午後4時より、名古屋大学法学部第一会議室にて開催されました。

今回は、不肖私こと弁護士野村亮輔が司会及び講師を担当し、「コーポレートガバナンス・コードを読む」と題して、コーポレートガバナンス・コードについて皆様と議論をさせていただきました。

コーポレートガバナンス・コードの議論もひと段落したように思えますが、同コードは再三「ひな型的適用」について釘を刺しており、部署横断的な対応が必要なもので、今後の継続的な実施については、皆様悩みが尽きないところだと思います。今回は当方でコンメンタル形式の資料を準備させていただき、各原則・補充原則をご出席の皆様と読みながら、各社の取り組み・悩みを伺いました。



↑ 自社の方針を問わず真剣な議論が。

私（野村）自身、都内上場企業の監査役を務めており、コーポレートガバナンス・コードの実施にはいろいろと考えるところがありますが、皆様にハンドアウトを解説させていただき、悩みを共有していく中で、いろいろな気付きがありました。

皆様お楽しみの懇親会は、前回と同じく、名古屋大学近くの中華料理屋さんに移して開催されました。まさに「食の魔宮」(苦笑)ともいうべき大量の料理が次から次へと運ばれるお店なのですが、皆さん果敢に立ち向かっておられました(笑)。

法務職は、なかなか他社とのつながりができにくい部署ですが、本件コーポレートガバナンス・コードのように、前例がなく、どのように取り組んでいったらいいのか見えにくい問題については、こうした場を利用していただき、他社の取り組みからヒントを得ていくことも重要かつ有意義と思います。

平成27年度も始まった名古屋企業法務研究会を、懇親会も含め役立てただけたらと思います。

次回以降も皆様宜しくお願い致します。

(文責 きっかわ法律事務所 東京事務所 弁護士 野村亮輔)